

議員提出第3号議案

東京都台東区議会区政調査研究費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月12日

提出者 東京都台東区議会議員

| | | | | | |
|----|-----|---|---|---|----|
| 鈴木 | 純 | 望 | 月 | 元 | 美 |
| 東 | 久仁子 | 本 | 目 | さ | よ |
| 君塚 | 裕史 | 松 | 尾 | 伸 | 子 |
| 寺田 | 晃 | 富 | 永 | 龍 | 司 |
| 小高 | 明 | 早 | 川 | 太 | 郎 |
| 石川 | 義弘 | 高 | 森 | 喜 | 美子 |
| 石塚 | 猛 | 水 | 島 | 道 | 徳 |
| 河野 | 純之佐 | 小 | 坂 | 義 | 久 |
| 阿部 | 光利 | 鈴 | 木 | 一 | 郎 |
| 秋間 | 洋 | 和 | 泉 | 浩 | 司 |
| 太田 | 雅久 | 青 | 柳 | 雅 | 之 |
| 木下 | 悦希 | 小 | 菅 | 千 | 保子 |
| 堀越 | 秀生 | 橋 | 詰 | 高 | 志 |
| 寺井 | 康芳 | 伊 | 藤 | 萬 | 太郎 |
| 木村 | 肇 | 清 | 水 | 恒 | 一郎 |

田 中 伸 宏 茂 木 孝 孔

東京都台東区議会議長 青 柳 雅 之 殿

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の改正に伴い、政務活動費に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区議会区政調査研究費の交付に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区議会区政調査研究費の交付に関する条例（平成13年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例

本則（第1条、第7条及び第12条を除く。）中「研究費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「の調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「議会の会派」を「東京都台東区議会における会派（以下「会派」という。）」に、「区政調査研究費（以下「研究費」という。）」を「政務活動費」に改める。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第3項中「区長」を「東京都台東区長（以下「区長」という。）」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「東京都台東区議会における会派（以下「会派」という。）」を「会派」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他住民福祉の

増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める用途基準に従って使用するものとし、前項に規定する経費以外のものに充ててはならない。

第10条中「行うことができる」を「行う等、政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとする」に改める。

第11条第1項中「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-------|---|--|
| 研究研修費 | 会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために必要な経費（会場費、講師謝礼、参加費、会費、交通費、宿泊料等） | (1) 会派に所属する議員又は会派に所属する議員の関係者が講師の場合の講師謝礼は、対象としない。 (2) 政党の党大会参加費、党費等は、対象としない。 |
| 調査旅費 | 会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、宿泊料、視察先に対する儀礼的経費、旅行保険料等） | |
| 資料作成費 | 会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、原稿料、翻訳料等） | 選挙活動又は政党活動に係る資料の作成に要する経費は、対象としない。 |
| 資料購入費 | 会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等） | |

| | | |
|-----|--|-------------------------------------|
| 広報費 | 会派の調査研究活動、議会活動及び区の政策について区民に報告及び周知をするために必要な経費（印刷製本費、広報誌等送料、ビデオ制作費、会場費等） | 選挙活動又は調査研究に関係しない政党活動に要する経費は、対象としない。 |
| 広聴費 | 会派が区民等から区政及び会派の政策等についての要望及び意見を収集するための会議等に要する経費（会費、会場費、印刷製本費、茶菓代等） | 飲食を主たる目的とする会議等に要する経費は、対象としない。 |
| 交通費 | 日常的な調査研究活動に係る交通に要する経費（交通費、燃料費、有料道路通行料、駐車料金、自動車借上料等） | |
| 通信費 | 日常的な調査研究活動に係る通信に要する経費（電話料金、インターネット接続料、郵便料金等） | |
| 人件費 | 会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費（給与、賃金、報酬、費用弁償等） | 3親等以内の親族又は同居の家族を雇用する経費は、対象としない。 |
| 事務費 | 会派が行う調査研究活動のために必要な会派の事務運営に要する経費（事務用品購入費、事務機器購入費及び借上料等） | |

備考 交通費については、東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第19号）に定める鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の例による。

付 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の東京都台東区議会区政調査研究費の交付に関する条例の規定により交付した区政調査研究費については、なお従前の例による。